

いまだき 法律相談

no.12

今月の相談

ネットは匿名の世界?...とは限りません

私の高校1年生の娘が、インターネットの掲示板に、「○○○○(娘の名前)は煙草中毒」「いじめの首謀者は○○○○」などの事実無根の悪口(名誉毀損・誹謗中傷)を書かれています。また、携帯電話の番号・メールアドレス等(プライバシー情報)が書き込まれたこともあり、大変不安です。これらの書き込みは削除できるのでしょうか?また、犯人は特定できるのでしょうか?

解決策と

アドバイス

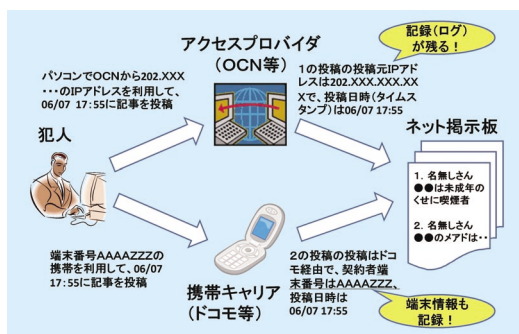
インターネット匿名掲示板等の書込は完全に「匿名」と考えられがちですが、違います。

掲示板等で書込をすると、サイトに、①IPアドレス、②タイムスタンプという2つの「足跡」が付き、書込者を特定できる仕組みとなっています(PC遠隔操作事件のような特殊な場合は別です)。さらに、携帯からの書込の場合、③契約者識別情報等(契約者毎に定められた記号)も記録されることがあります。捜査機関の要請、裁判所の決定等があればこれらが開示され、特定に至ります。

質問内容のようにインターネットで名誉毀損・プライバシー侵害を受けた場合は、まずは削除請求の検討をしてください。誹謗中傷・プライバシー情報の無許可投稿をされた場合、通称「プロバイダ責任制限法」という法律に基づき、サイトの管理者に投稿の削除を求めることができ、管理者が責任追及を受けることもあるため、この手続で適切に削除されることも多いです。この場合、削除請求の前に必ず書込があるべ

ジを印刷・撮影して証拠として保存しましょう。

また、犯人を特定するために裁判が必要になります。「プロバイダ責任制限法」では、被害者からサイト管理者等に対し発信者情報の「足跡」の開示を求める権利も認められています。この場合、「サイト管理者」及び「アクセスプロバイダ」または「携帯キャリア」の保有情報が必要となります。残念ながら、現状では任意の開示はあまりなされず、裁判が必要になることが多いため、発信者情報開示を求めるかは、費用対効果を検討して決めることとなります。



匿名投稿者を特定する流れ。

Profile

青山法律事務所
あおやま たかのり
青山隆徳 弁護士

東京都出身。海外旅行が好きで訪問国は14カ国。12年前にはラオス・ミャンマーも訪れました。最近では出張の機会を得て、アジアの目覚ましい発展を肌で感じています。



犯人が特定されたら、損害賠償請求(慰謝料+開示請求費用)や、名誉毀損等の犯罪としての告訴を検討します。

発信者情報開示まで検討している場合はもちろん、削除請求についても法律・インターネットについての一定の知識を要しますので、不安があれば弁護士に相談下さい。

問合せ/青山法律事務所
0952-97-8177
担当弁護士/青山隆徳
青山法律事務所 佐賀で検索

佐賀県弁護士会

佐賀市中の小路7番19号
TEL.0952-24-3411

弁護士へ寄せられた「いまだき相談」を弁護士にお聞きしています。ぶらざ読者のみなさんからも、弁護士の方へ聞いてみたいことがあれば、はがきかFAXで質問をお寄せください。※相談内容の採用については、勝手ながら編集部でさせていただきます。

〒849-0936 佐賀市鍋島町森田916 クレオパーク鍋島
月刊ぶらざ「法律相談コーナー」係
TEL:0952-34-5151 FAX:0952-34-5171 担当:宮地 秀一